

1. 建築物

[8] 観覧席等（観覧席又は客席）

整備の基本的考え方

文化・余暇活動や会議などの際に利用する観覧席・客席については、車いす使用者が車いすのまま利用できる席を確保するとともに、難聴者に配慮した装置を設ける。

整備基準

さらに望ましい基準

(1) 興行施設、集会施設又は体育施設の用途に供する施設で当該用途に供する部分に観覧席等(固定式のものに限る。)を設ける場合においては、次に定める構造の車いす使用者が利用できる「車いす使用者用席」を設けること。

イ 幅は90cm以上、奥行きは120cm以上とすること。

ロ 床面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、水平とすること。

ハ 前方又は後方に車いす使用者が容易に入り及び転回ができる通路を設けること。

(2) 建築物の出入口から車いす使用者用席に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とすること。

イ 幅は、120cm以上とすること。

ロ 高低差がある場合においては、[2]廊下等の項第5号イからホまでに定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。

(3) 観覧席等には、難聴者の聴力を補うための装置を設けること。

- ・ 通路の幅は、180cm以上とすること。
- ・ 傾斜路及びその踊場の幅は、内法を150cm以上とすること。
- ・ 傾斜路のこう配は、12分の1を超えないこと。
- ・ 手すりを両側に連続して設けること。

○解説

※幅は90cm以上、奥行きは120cm以上：席(スペース)の幅90cmは車いすがすれ違える寸法の一合分の幅であり、奥行き120cmは電動車いすが収まる寸法。

※幅は、120cm以上：人が横向きになれば車いすとすれ違える幅、また、松葉杖使用者が円滑に通行できる幅。

※難聴者の聴力を補うための装置：磁気ループ、赤外線補聴システム、FM補聴装置など(参考解説図参照)

○配慮事項

・ 座席

通路側の座席の肘掛は障害者や高齢者が利用しやすいよう、跳ね上げ式とすること。

介護者用の可動式座席を車いす使用者と近接させて配置することが望ましい。

・ 手すり等

車いす使用者用席の前面には、転落防止用の立ち上げを設けること。

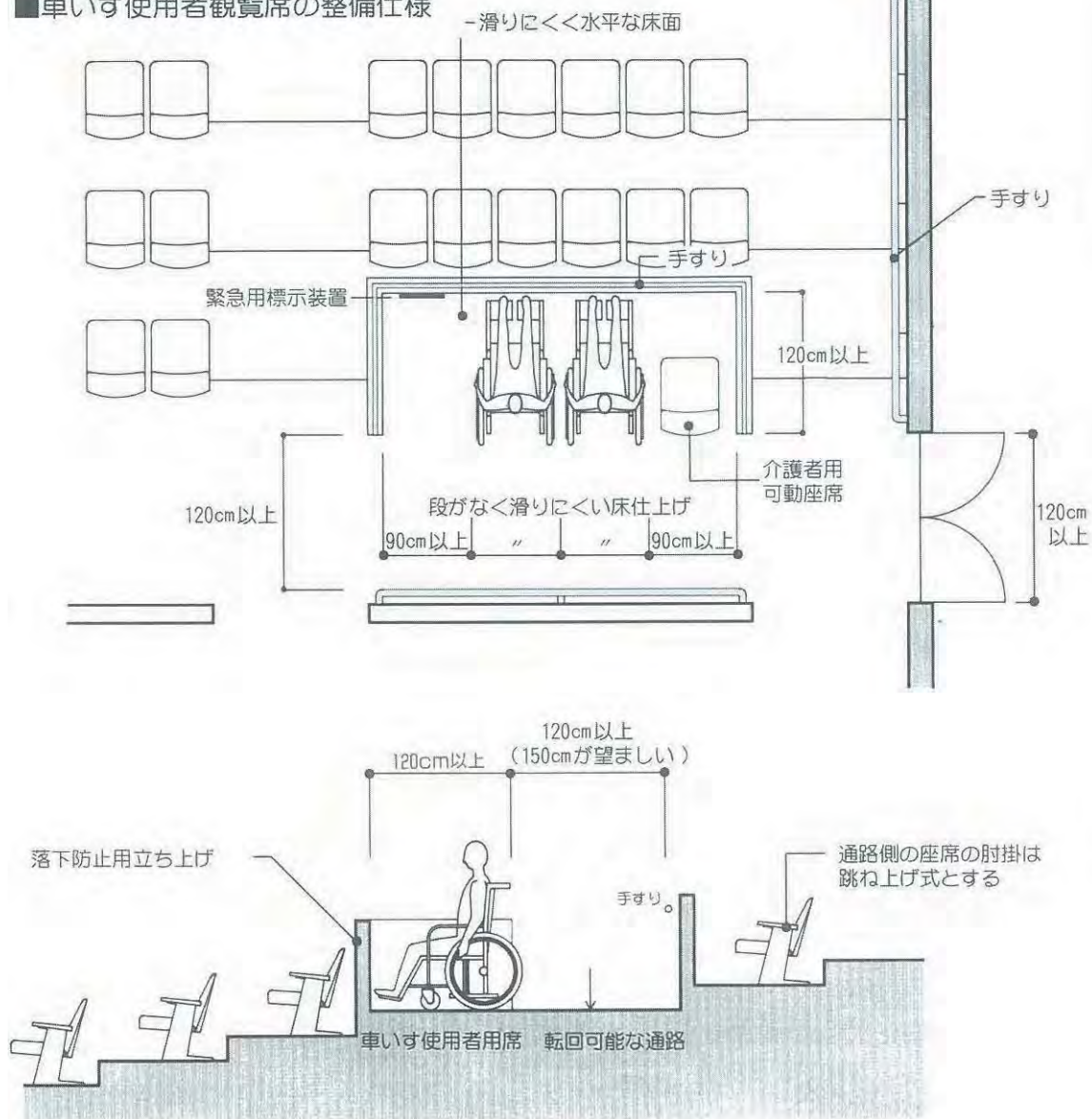
壁際の通路には手すりを設けること。

・ その他

緊急時のために電子標示装置等を整備すること。

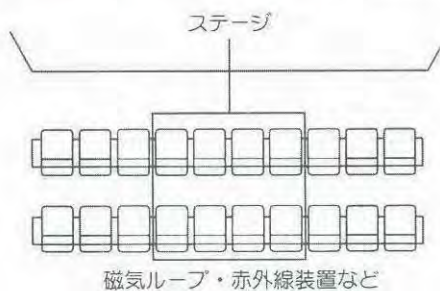
参考解説図

■車いす使用者観覧席の整備仕様



■難聴者用補聴装置の例

聴覚障害者用集団補聴装置（受信可能エリア）



FM補聴装置の例

